



小型移動式クレーン運転技能講習開催のご案内

令和8年2月

お客様各位

青森労働局長登録教習機関69号
登録有効期間 令和11年3月30日
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
青森事務所 長

労働安全衛生法の規定により、つり上げ荷重が5t未満の移動式クレーンの運転の業務には『**小型移動式クレーンの運転技能講習を修了した方**』でなければ就けないことになっております。

この度、当協会では、標題の技能講習を下記により開催することになりましたので、この機会に多数受講下さいますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時・場所

学科	令和8年5月20日(水)～21日(木) 8時50分～17時15分	(公社)ボイラ・クレーン安全協会 青森事務所
実技	令和8年5月22日(金) 8時00分～17時40分	青森市三内字丸山393-2

2. 受講料・テキスト代(消費税込) ※ テキスト代1,680円含む 当協会会員1,380円

20時間コース 33,580円 会員 33,280円	下記に該当しない方(免除科目なし)
16時間コース 30,280円 会員 29,980円	次のいずれかの資格を持っている方(免除科目あり) ・クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士免許 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了証 ・玉掛け技能講習修了証 ※上記の免許証または修了証の両面のコピーを添付してください。 また、受講当日は原本を持参して下さい。 ※ 学科初日最終科目の力学は、免除科目となりますが受講も可能です。

3. 申込方法・締切日

(1)	申込書に 写真1枚 (縦3.0センチ×横2.4センチ、申込前6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽、無背景のもの)を貼付の上、ご郵送下さい。 送付先 〒038-0031 青森市三内字丸山393-2 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 青森事務所 TEL 017-762-7205 FAX 017-762-7206
(2)	申込書受理後、当方より 受付完了のご連絡 をいたします。 受付完了後、受講料の払い込みをお願いいたします。なお、受講日の3日前以降の取消又は欠席の場合は、受講料はお返還できませんのでご了承下さい。
(3)	締切日は、令和8年5月13日(水)です。※定員30名に達し次第、締め切ります。お早めに申し込んで下さい。
(4)	修了試験の結果を通知(合格者には修了証を交付)します。 本人または所属事業所へ「特定記録郵便」(送料お客様負担)にて郵送いたします。 他の送付方法を希望の方はご相談下さい。

4. 受講上の注意

- (1) 駐車場がございますので、そちらを利用して下さい。
- (2) 講習初日に本人確認をさせていただきますので、次のいずれかの確認書類(原本)を持参して下さい。
(自動車運転免許証・住民票・パスポート・各種免許証)
- (3) 学科の際は、筆記用具を持参して下さい。
- (4) 実技当日は作業服、ヘルメット、軍手を着用し実技に相応しい服装で参加して下さい。
- (5) 「建設事業主等を対象とした助成金」を申請される事業者は、受給資格があるかどうか事前に労働局へお問い合わせ下さるようお願いいたします。
- (6) 当協会では、受講中のもしもの事故に対し、受講生を対象とした「講習会等災害補償保険」に加入しております。
- (7) 当協会青森事務所取得された複数の技能講習修了証を統合(1枚)することができますので、ご希望の方は統合申込欄にご記入下さい。